

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年7月28日(2016.7.28)

【公開番号】特開2016-27335(P2016-27335A)

【公開日】平成28年2月18日(2016.2.18)

【年通号数】公開・登録公報2016-011

【出願番号】特願2015-156594(P2015-156594)

【国際特許分類】

G 0 1 C	3/06	(2006.01)
G 0 3 B	35/08	(2006.01)
G 0 3 B	15/00	(2006.01)
G 0 3 B	17/56	(2006.01)
H 0 4 N	5/225	(2006.01)

【F I】

G 0 1 C	3/06	1 1 0 V
G 0 3 B	35/08	
G 0 3 B	15/00	V
G 0 3 B	17/56	A
H 0 4 N	5/225	C

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月19日(2016.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 4】

上記課題を解決するために、例えば特許請求の範囲に記載の構成を採用する。本願は上記課題を解決する手段を複数含んでいるが、その一例を挙げるならば、第1のセンサ部と、第2のセンサ部と、前記第1のセンサ部と前記第2のセンサ部とが設けられた筐体部と、を有する車載画像処理装置において、前記筐体部が、筐体基準穴、または、切削または研磨加工が施された筐体基準面を複数独立して有し、前記筐体の側面に、複数の前記筐体基準穴または前記筐体基準面が互いに平行に設けられたことを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のセンサ部と、

第2のセンサ部と、

前記第1のセンサ部と前記第2のセンサ部とが設けられた筐体部と、
を有する車載処理装置において、

前記筐体部が、筐体基準穴、または、切削または研磨加工が施された筐体基準面を複数独立して有し、

前記筐体の側面に、複数の前記筐体基準穴または前記筐体基準面が互いに平行に設けられた車載処理装置。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の車載処理装置であって、
複数の前記筐体基準穴又は前記筐体基準面が、前記筐体の、車両との取り付け側の面に設けられた車載処理装置。

【請求項 3】

請求項 1 に記載の車載処理装置であって、
前記第1のセンサ部は前記筐体部の一方端部に設けられ、
前記第2のセンサ部は前記筐体部の他方端部に設けられ、
複数の前記筐体基準穴又は第1の前記筐体基準面のうち少なくとも1つが、前記筐体部の中央と前記第1のセンサ部との中央より、前記第1のセンサ部側に設けられ、
複数の前記筐体基準穴又は第1の前記筐体基準面のうち少なくとも1つが、前記筐体部の中央と前記第2のセンサ部との中央より、前記第2のセンサ部側に設けられた車載処理装置。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載の車載処理装置であって、
前記筐体基準面が、矩形または円形の形状である車載処理装置。

【請求項 5】

請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載の車載処理装置であって、
前記筐体基準穴の形状は、真円または橢円である車載画像処理装置。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の車載処理装置であって、
2つの前記筐体基準穴の一方を真円の形状とし、他方を橢円の形状とする車載処理装置。
。